

V 事業所運営に係る留意事項

2 障害福祉サービス等情報公表制度について

(別紙「[障害福祉サービス等情報公表制度について](#)」を必ずご覧ください。)

障害福祉サービス等の利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ることを目的として平成 30(2018)4月から障害福祉サービス等情報公表制度が創設されました。

指定事業者は、障害福祉サービスの内容等を独立行政法人福祉医療機構が運営する障害福祉サービス等情報公表システムを通じて栃木県知事に報告する義務があります。報告方法等は別紙をご覧ください。